

高砂市告示第14号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づき、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により告示する。

平成29年 3月 1日

高砂市長 登 幸 人

記

1 中間検査を行う区域

高砂市全域

2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

新築、増築又は改築に係る部分が、次に掲げる構造、用途又は規模のものとする。

- (1) 木造の一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅で、地階を除く階数が2以上のもの又は床面積の合計が50平方メートルを超えるもの
- (2) 木造と木造以外の構造とを併用する構造の一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅で、地階を除く階数が2以上のもの又は床面積の合計が50平方メートルを超えるもの
- (3) 法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、かつ、3以上の階数を有するもの（地階を除く階数が2以上であるものに限る。）

3 特定工程

次の(1)又は(2)に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める工事の工程を特定工程とする。

(1) 基礎工事

基礎（基礎ぐいを除く。以下同じ。）に鉄筋を配置する工事の工程（階数が2以下である建築物（(2)のアからエまでに掲げる構造以外のものを除く。）に係るものを除く。）

(2) 建て方工事

次のアからエまでに掲げる建築物の構造の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める工事の工程（法第7条の3第1項第1号の工程を含む建築物に係るものを除く。）。ただし、複数の異なる構造を併用する建築物で次のアからエまでの2以上の工事の工程を含むものについては、アの工事の工程が含まれるものにあつてはアの工事の工程を、それ以外のものにあつてはいずれか早期に終了する工事の工程を特定工程とする。

ア 木造 柱、はり及び筋かいの建て方工事（枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法については、耐力壁の設置工事）の工程

イ 鉄骨造 1階の鉄骨の建て方工事の工程

ウ 鉄筋コンクリート造 2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の床版の取付工事の工程

エ 鉄骨鉄筋コンクリート造 1階の鉄骨の建て方工事の工程

4 特定工程後の工程

次の(1)又は(2)に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める工事の工程を特定工程後の工程とする。

(1) 基礎工事

基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程

(2) 建て方工事

次のアからエまでに掲げる建築物の構造の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める工事の工程

ア 木造 壁の外装工事又は内装工事の工程

イ 鉄骨造 構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事の工程

ウ 鉄筋コンクリート造 2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁の取付工事の工程

エ 鉄骨鉄筋コンクリート造 柱又ははりに鉄筋を配置する工事の工程

5 適用の除外

次の各号のいずれかに該当する建築物については、この告示の規定は適用しない。

(1) 法第68条の11第1項の規定による型式部材等の製造者の認証を受けた者による当該認証に係る建築物

(2) 法第85条の適用を受ける建築物

(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物

附 則

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成25年高砂市告示第12号（建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）は、平成29年3月31日限り廃止する。

3 この告示の規定は、この告示の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に法第6条第1項の規定による確認の申請書若しくは法第6条の2第1項の規定による確認を受けるための書類を提出する建築物又は法第18条第2項の規定による通知をする建築物について適用する。

4 施行日前に前項の申請書若しくは書類を提出した建築物又は同項の通知をした建築物に係る特定工程及び特定工程後の工程については、平成25年高砂市告示第12号（建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）に定めるところによる。